



# EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

## 1) 件名

- ・ ECHA が新たな SVHC として 2 物質の追加/修正を公表

## 2) 内容

- ・ 2017 年 7 月 7 日 ECHA (欧州化学物質庁)は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として、2 物質の Candidate List への追加/修正について公表した。

- ・ 追加/修正された SVHC (2 物質)

- 4,4'-isopropylidenediphenol (bisphenol A; BPA)
- Perfluorohexane-1-sulphonic acid and its salts

BPA に関しては、生殖毒性物質として 2017 年 1 月 12 日、既に SVHC として追加されているが、今回は毒性の追加で、内分泌かく乱物質として追加された。

よって今回の新たな追加物質は、1 物質となる。

今回の追加/修正は第 17 次で、は合計 174 物質となった。

## 3) SEAJ コメント

- ・ 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。

(1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている

(2) SVHC が構成成形品の 0.1%以上含まれている

- ・ 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

## 4) 添付情報・資料

- ・ なし

## 5) 関連情報

- ・ SVHC の URL

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

## 6) その他

- ・ なし